



令和7年度 三豊市会計年度任用職員 募集要項(期間延長分)

会計年度任用職員とは、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定により、一会計年度(4月1日～翌年3月31日)を任期として選考により任用される、一般職の地方公務員です。
本市では、希望職種や勤務時間等を登録いただき、所管課にて任用者を選考します。

I 登録方法

登録者の方の負担軽減と、選考事務の迅速化を図るため、求人サイト「パブリックコネクト」を利用した登録制とします。

(インターネットが使えない方またはメールアドレスをお持ちでない方は、人事課までご連絡ください。)

【会計年度任用職員の応募】

市ホームページから、応募先リンクをクリックまたは下記の QR コードを読み取り、求人サイト「パブリックコネクト」のエントリーフォームに必要事項を入力してください。



【注意事項】

※応募には、求人サイト「パブリックコネクト」の会員登録が必要です。

(メールアドレスの登録が必須)

・登録したメールアドレス宛に、パブリックコネクトから「会員登録のお願い」というメールが届くので、メール内にある URL をクリックして、【基本情報、学歴、職歴】を入力し登録を完了してください。

※基本情報にあるプロフィール写真は任意となっていますが、今回の応募には必須となりますので、写真のアップロードをお願いします。

※応募にあたっては、市ホームページまたはパブリックコネクト内に掲載している「募集職種一覧」を見て、希望する職の番号・職種名・所管課を入力してください。

2 主な勤務条件

募集職種	「会計年度任用職員 継続募集 職種一覧」のとおり
任用期間	1年以内 (任用開始日から同一会計年度の末日までの期間内で指定)
試用期間	1ヵ月間良好な成績で勤務した場合に本採用となります。 (任用期間により試用期間は異なります)
給料・報酬	職種や経験年数等の条件により異なります。
諸手当等	期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当等 (期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給)
勤務時間	週5日以内(1週間の勤務時間は、38時間45分以内) (早出・遅出、シフト制など変則勤務になる場合あり)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) (職種により異なります)
休暇	年次有給休暇、特別休暇(忌引休暇、病気休暇等)
福利厚生	勤務条件により、健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険に加入 (香川県市町村職員共済組合や学校共済組合に加入する場合あり)
服 務	<p>地方公務員法の以下の規定が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの根本基準(第30条) 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務に専念しなければならない。 ・サービスの宣誓(第31条) サービスの宣誓をしなければならない。 ・法令及び上司の命令に従う義務(第32条) 法令等に従うとともに、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。 ・信用失墜行為の禁止(第33条) その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 ・秘密を守る義務(第34条) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も同様。 ・職務に専念する義務(第35条) 勤務時間中、全力を挙げて職務に専念しなければならない。 ・政治的行為の制限(第36条) 公の選挙において投票するように勧誘運動を行うなどの政治的行為をしてはならない。 ・争議行為等の禁止(第37条) ストライキ、怠業その他の争議行為又は活動能率を低下させる怠業行為をしてはならない。 ・営利企業等の従事制限(兼業禁止)(第38条) 任命権者の許可を受けずに私企業を営むことや、報酬を得て本来の業務以外の仕事をしてはならない。 <p>【注意】 1週間の勤務時間が38時間45分未満の短時間勤務の場合、地方公務員法上の兼業は禁止されませんが、次に掲げる場合は兼業が認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ・職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・本市の信用を損なうおそれがある場合

3 任用者の決定

- (1) 登録者の情報は、「会計年度任用職員登録者名簿」に登録されます。
- (2) 所管課による書類・面接選考を実施し任用者を決定します。
- (3) 選考日時は、所管課から直接登録者へ連絡します。
- (4) 年度途中に欠員が生じた場合は、登録者の中から随時選考を実施し、任用者を決定します。
(所管課の業務の必要に応じて任用するため、登録者の方を選考へ案内できない場合があります。)
- (5) 選考の可否結果は、書面にて所管課から通知します。

4 障がい者雇用

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、本市では障がい者の雇用の促進をしています。次に掲げる手帳等の交付を受けている場合、勤務時間や職場環境等について合理的配慮の参考としますので、登録フォームに記載してください。(記載は任意です。)

- (1) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
- (2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害がある旨の診断書
- (3) 精神障害者保健福祉手帳

5 その他

登録者が次の事項に該当する場合、登録者名簿から削除されます。

- (1) 登録内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があることが明らかになった場合
- (3) 信用を失墜する行為を行った場合
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する場合
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 日本国憲法執行の日後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 問合せ先

- (1) 登録方法等に関すること
三豊市総務部人事課
TEL 0875-73-3002
- (2) 勤務条件、業務内容等に関すること
職種一覧に記載している各所管課

